

幸区民に対する防火指導推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、積極的に町会や自治会の組織と交流して、住民ニーズを的確に把握し、地域に密着した効果的な消防行政を展開するとともに、きめ細やかな防火指導を実施することにより安全・安心なまちづくりを構築するため、「市民に対する防火指導の推進について」（平成18年6月20日付け18川消予第144号消防局長名通知。以下「防火指導推進通知」という。）に基づくほか、その他必要な事項を定める。

(防火指導員等の指名)

第2条 消防署長は、前条の目的が達せられるように防火指導員等を指名し「防火指導員等名簿（別表）」を作成する。

(防火訪問の基準)

第3条 防火指導員又は防火指導連絡員は、担当する区域内の町会及び自治会（以下「町会等」という。）の会館あるいは町会等の会長宅を、4ヶ月に1回以上の頻度で防火訪問し、消防情報を交換する。

なお、積極的に町会関係者と連絡調整し、役員会、総会あるいは集会等の機会を捉え防火講話や消防出前講座を開催し、多くの地域住民と消防情報を交換する。

2 前項の防火訪問は、次に掲げる場合に実施する。

- (1) 秋の火災予防運動期間中又はその前後
- (2) 春の火災予防運動期間中又はその前後
- (3) 年末火災特別警備期間中またはその前
- (4) 人事異動により防火指導員又は防火指導連絡員が変更した場合
- (5) その他署長が必要と認めた場合

3 町会等の防火訪問を実施する場合は、事前に「町会・自治会の防火訪問予

定について（様式1）」により報告する。

（指導・活動記録）

第4条 防火指導員又は防火指導連絡員は、町会等の会館あるいは会長宅を訪問し、火災・救急等の発生傾向に応じた消防広報活動を行うとともに、防火指導推進通知第4条に規定する防火指導員業務を実施する。

2 収集した情報及び対応状況等については、知り得た地域住民の要望・意見等を含め、「活動記録表（様式2）」に記載し、速やかに署長あて報告する。

（その他必要な事項）

第5条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月9日から施行する。